

別表六(二十)

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(二十) 令八・四・一以後終了事業年度分

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日	1					
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産の種類	3					
	4					
	5					
取得年月日	6					
	7					
取得価額	8					
	9					
	10					

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	移転型	(1)が令和8年3月31日以前である場合	(11)のうち移転型計画に係る額	18	円
(1)が令和8年3月31日以前である場合	同上のうち拡充型計画に係る額	12		型	(1)が令和	税額控除限度額基準額 $(18) \times \frac{7}{100}$	19
			(11)のうち移転型計画に係る額			20	
(1)が令和8年4月1日以後である場合	同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額	15		合	$(20) - (21) \times \frac{100}{100}$	24	
					税額控除限度額 $(13) + (17) + (19) + (23)$		
					調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」)		
					当期税額基準額 $(25) \times \frac{20}{100}$		
					当期税額控除可能額 (24)と(26)のうち少ない金額		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の(2))	28						
法人税額の特別控除額 (27) - (28)	29						

「29」欄

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」又は「令和8年旧措置法第42条の11の3第2項」

② 「区分番号」欄：「00570」

③ 「適用額」欄：「29」欄の金額

建物等の概要